

都道府県による広域景観計画の策定および景観条例の制定状況

正会員 ○ 野本 昂*

同 姫野 由香** 同 牛 苗***

同 大堂 麻里香* 同 小林 祐司****

景観計画 景観条例
広域景観 地域指定

1 研究の背景と目的

2004年、それまでの地方公共団体による自主条例としての景観条例に基づく行為の届出勧告といったソフトな手法では、強制力がないなどの一定の限界に対応するため、景観法が公布された。これにより根拠法を有した計画の策定や一部強制力を伴う景観形成を推進することが可能となった。景観法は、我が国初の、景観に関する総合的な法律として景観を整備・保全するための基本理念を明確にし、住民、事業者、行政の責務を明確化している¹⁾。2005年に景観法が施行され、景観条例などの旧自主条例をもとに景観計画を策定している。現在、景観行政団体は598団体、景観計画は338団体(2013年9月30日時点)存在する。

また、景観には、市町村域を超えた広域的な景観(以下、広域景観とする)も存在している。このような場合、広域景観に係る団体が連携して調整することで景観の保全に取り組む必要があり、都道府県行政においては支援、誘導の役割が求められる。既往研究²⁾では、広域景観計画を策定している都道府県20自治体を対象とし、策定区域、届出対象行為、景観形成基準を整理し景観形成推進の傾向を把握している。しかし、広域景観計画を策定していない都道府県が半数以上であったが、これらの都道府県での景観に関する取り組みや、景観条例と広域景観計画との関係性はまだ明らかにされていない。

そこで、本研究では都道府県が制定した景観条例を対象とし、その中で景観計画や景観法に委任しない独自の取り組みがどのように定められているか把握し、景観条例の制定状況を明らかにすることを目的とする。

2 研究の方法

本研究では、都道府県が制定した39件の景観条例(表1)を対象とする。それらの景観条例に示された内容を確認し、設定項目や地域指定の方法を整理し、景観条例の制定状況を明らかにする。

3 都道府県の景観条例の制定状況

都道府県による景観条例は1984年のふるさと滋賀の風景を守り育てる条例からはじまり、2004年の景観法公布までに23件の景観条例が制定された(表1)。また、景観法公布以降に16件の景観条例が公布されている。さらに景観法公布以前に制定された23件の景観条例のうち、大

分県沿道の景観保全等に関する条例を除く22件の景観条例が改正されている。しかし、現在景観条例を施行している39自治体のうち、景観法に基づく景観計画を策定しているのは20自治体と半数以下にとどまっている。景観条例が制定された時期の分布に関しては、1993年に5件とピークを迎えたあと、横ばいであったが、2004年の景観法公布以降2009年までに16件の景観条例が公布されている。また、最新の改正年の分布に関しては、景観法公布から5年後の2009年の7件をピークに2012年までに22件の景観条例が改正された。このことから、景観法に基づく広域景観計画の策定は20件にとどまるが、38都道府県で同法公布以降に条例が制定または改正され、景観形成を推進しているといえる。

4 都道府県の景観条例の運用実態

4-1 都道府県景観条例の設定状況

景観条例の設定内容を、広域景観計画が未策定である都道府県と広域景観計画を策定している都道府県に分けて整理した。さらに、理念、責務、景観形成方針など17項目に分けて整理した(図1)。

景観計画策定済み都道府県では、「責務」、「地域指定」、「行為の届出」、「特定行為の届出」、「勧告」、「審議会」

表1 都道府県の景観条例の制定状況

公布	改正	都道府県	公布年月日	最新の改正	景観に関する条例
		● 滋賀	1984.7.16	2011.12.28	ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例
		● 兵庫	1985.3.27	2013.3.22	景観の形成等に関する条例
		● 熊本	1987.3.16	2009.7.3	熊本県景観条例
		● 岡山	1988.3.11	-	岡山県景観条例
		● 大分	1988.3.30	-	大分県沿道の景観保全等に関する条例
		● 山梨	1990.10.20	2012.3.30	山梨県景観条例
		● 広島	1991.3.14	2010.3.23	ふるさと広島の高層の景観の保全と創造に関する条例
		● 鳥取	1991.12.20	2009.12.22	ふるさと鳥取の景観づくり条例
		● 長野	1992.3.19	2005.10.17	長野県景観条例
		● 鳥取	1993.3.26	2007.3.16	鳥取県景観形成条例
		● 秋田	1993.3.30	2007.3.28	秋田県の景観を守る条例
		● 群馬	1993.10.7	2009.12.25	群馬県景観条例
		● 岩手	1993.10.26	2011.12.16	岩手の景観の保全と創造に関する条例
		● 茨城	1993.10.26	2009.3.25	茨城県景観形成条例
		● 沖縄	1994.10.20	2009.12.25	沖縄県景観形成条例
		● 青森	1996.3.27	2007.9.26	青森県景観条例
		● 東京	1997.12.24	2006.10.12	東京都景観条例
		● 福島	1998.3.27	2010.10.8	福島県景観条例
		● 大阪	1998.10.30	2008.3.28	大阪府景観条例
		● 福岡	2000.10.18	2009.3.30	福岡県美しいまちづくり条例
		● 富山	2002.9.30	2004.12.17	富山県景観条例
		● 長崎	2003.3.17	2011	長崎県美しい景観形成推進条例
		● 栃木	2003.3.18	2007.3.16	栃木県景観条例
		● 岐阜	2004.12.16	2004.6.18	岐阜県景観基本条例
		● 山口	2006.3.22	-	山口県景観条例
		● 愛知	2006.3.28	-	美しい愛知づくり条例
		● 神奈川	2006.10.20	-	神奈川県景観条例
		● 京都	2007.3.16	-	京都府景観条例
		● 埼玉	2007.7.10	2012.1.27	埼玉県景観条例
		● 三重	2007.10.20	-	三重県景観づくり条例
		● 山形	2007.12.21	2012.3.21	山形県景観条例
		● 鹿児島	2007.12.25	-	鹿児島県景観条例
		● 和歌山	2008.3.24	-	和歌山県景観条例
		● 佐賀	2008.3.24	-	佐賀県美しい景観づくり条例
		● 千葉	2008.3.28	-	千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例
		● 北海道	2008.3.31	2009.3.21	北海道景観条例
		● 石川	2008.7.1	-	いしかわ景観総合条例
		● 奈良	2009.3.27	-	奈良県景観条例
		● 宮城	2009	-	宮城県美しい景観の形成に関する条例

※都道府県名左の●は広域景観計画を策定している都道府県を表す

*大分大学大学院工学研究科博士前期課程

**大分大学工学部福祉環境工学科・助教 博士(工学)

***大分大学大学院工学研究科博士後期課程

****大分大学工学部福祉環境工学科・准教授 博士(工学)

* Graduate Student, Oita University

** Research Associate, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Oita University, Dr. Eng.

*** Graduate Student, Oita University

**** Associate Professor, Dept. of Architecture, Faculty of Eng., Oita University, Dr. Eng.

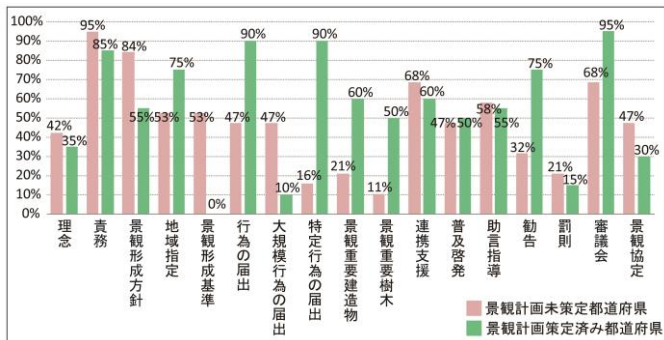


図1 都道府県の景観条例の設定内容の割合

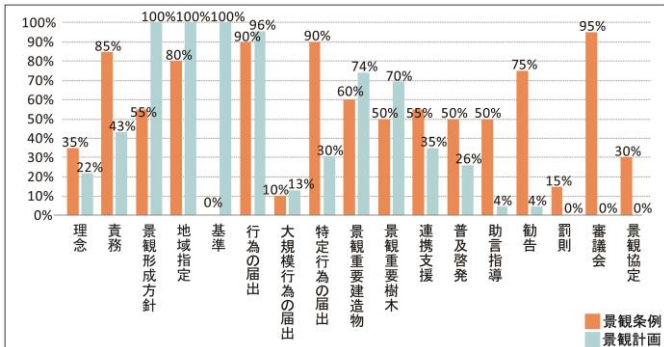


図2 都道府県の景観条例と景観計画の設定内容の割合

の6項目が70%以上を占める。それに対し、景観計画未策定都道府県では、設定内容の割合が70%以上を占める項目は、「責務」と「景観形成方針」の2項目である。このことから、景観計画未策定都道府県の景観条例は、責務や方針を示すにとどまる傾向があり、具体性に乏しいと考えられる。

4-2 都道府県景観条例と広域景観計画の関係性

景観計画と景観条例をともに策定している20都道府県を対象に、前節と同様に17項目分けて整理した。

「理念」は35%の景観条例において示されているのに対し、景観計画では22%であり、「責務」は85%の景観条例において示されているのに対し、景観計画では43%である。また「景観形成方針」は55%の景観条例において示されているのに対し、景観計画では100%である。このことから、景観条例と景観計画をどちらも策定している場合、景観条例において理念や責務を示し、景観計画において具体的な方針を示す傾向にあることがわかる。

4-3 地域指定の傾向

景観条例における地域指定の範囲と方法を整理した。地域指定の範囲は、景観計画策定済みの景観行政団体を除く地域全域を、何らかの地域として指定しているのが2自治体、部分的に地域を指定しているのは24自治体、さらにその内部に重点的に整備する地域を指定しているのは3自治体、全く指定していないのが13自治体である(表2)。このことから、半数以上の自治体が、全域ではなく主に優先して整備すべき地域のみを指定する傾向があることがわかる。

地域指定の方法は、自然地形、伝統・歴史、沿道・沿線

表2 地域指定の範囲区分

地域指定の範囲	全域 (景観計画策定済み 景観行政団体全域)	部分	なし
地域指定の方法	指定地域、それ以外	指定地域のみ 指定地域のみ (内部に更に指定)	指定なし
都道府県	岩手、埼玉 (2)	北海道、福島、東京 長野、奈良、和歌山 鳥取、熊本、岡山 山形、京都、福岡 秋田、群馬、山梨 富山、兵庫、島根 広島、大分、沖縄 (21)	石川、滋賀、栃木 (3) 青森、三重、長崎 大阪、宮城、茨城 千葉、神奈川、岐阜 愛知、山口、佐賀 鹿児島 (13)
概要図			

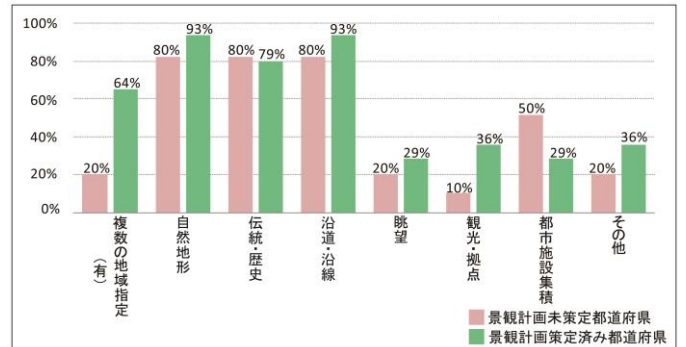


図3 地域指定の方法

など7種類の組み合わせにより地域指定が行われていることがわかる(図2)。山地や田園、湖沼、海岸など「自然地形」のまとまりごとに行う地域指定と、歴史的な景観資源の保全「伝統・歴史性」を考慮した地域指定、国道や県道など「沿道・沿線」を重視した地域指定が70%以上と多くの都道府県で採用されている。

5 総括

本研究では、都道府県が制定した39の景観条例を対象とし、それらの設定項目や地域指定の方法を整理し、都道府県の景観条例の制定状況を明らかにした。景観条例に示されている内容をみると、景観計画をもたない景観条例は目標や方針を示すにとどまっており、具体性に乏しいと考えられる。地域指定の範囲は、景観計画策定済みの景観行政団体を除く全域を、何らかの地域として指定している場合と部分的に指定している場合、さらに指定した地域内に重点的に整備する地域をしている場合、全く指定していない場合が存在することがわかった。

本研究では景観条例の中で示される項目の傾向を把握したが、それぞれの項目がどのように活用され、運用されているかまでは明らかにできていない。今後は、運用実態についても明らかにする必要があると考える。

【参考文献】

- 1) 景観まちづくり研究会, 景観法を活かす どこでもできる景観まちづくり 株式会社学芸出版社, (2008)
- 2) 姫野由香・佐藤誠治・松本彩花・牛苗: 景観法に基づく広域景観計画の役割と運用実態 その1-日本建築学会大会学術講演梗概集 389-390,2013.08
- 3) 小浦久子: 景観法における景観計画の構成と運用実態に関する研究-初期に策定された景観計画を事例として-日本都市計画学会都市計画論文集 No.43-3,pp.211-216,2008
- 4) 渋谷和司・中井検裕・中西正彦: 行政界を超える眺望景観保全に関する研究-景観法に基づく景観計画および景観条例に着目して-日本建築学会都市計画論文集 Vol.47 No.1,2012.4